

## 大会開催に関する注意事項

1. 雨天、グラウンドコンディションによる中止の連絡について  
中止、延期、時間の変更確認は、別紙参加チーム一覧の記載の各チーム番号別に下記担当者に各チーム代表者が確認の試合当日午前6：30以降に電話をいれる。  
もしくは、HP (hishida@prince-sports.com) で掲載。

### 《A・Bリーグ共通》

(1)～(10)	早矢仕 明博	090-3967-7422
(11)～(20)	浅川 真治	090-5882-6349
(21)～(30)	伴 千寿樹	
(31)～(40)	奥出 明	090-5851-6378
(41)～(50)	近藤 潔	090-6644-8262
(51)～	新美 雅朗	090-6469-8986

2. 大会中止について  
募集段階で参加チームが一定数を下まわった場合は本部役員会の合議によって大会を中止とし、全体会も開催しない。  
大会初日、2日目が中止になった場合は、A・Bリーグとも本大会は中止する。ただし、(大会参加費用Aリーグ参加費用12,000円Bリーグ7,000円については返却)
3. 試合会場準備、後かたづけについて  
各試合会場の設営についてはグラウンド責任者指導のもと、第1試合参加両チーム、審判で協力して行う。  
後かたづけについてもグラウンド責任者指導のもと、各会場最終両チームが道具のかたづけ、グラウンド整備、清掃作業等を行う。
4. グラウンド責任者の業務について
  1. スムーズな試合の進行
  2. 試合開始30分前には次の試合の先攻、後攻の決定およびメンバー表の交換
  3. 試合時間、大会ルールの把握
  4. 会場準備、後かたづけの指導
  5. 各会場試合結果を連絡
  6. 次のグラウンド責任者への引継
5. 審判について  
指導者(大人)が主審、塁審を行う場合は、必ず審判帽、上着白、ズボン紺を着用し、選手が行う(塁審のみ)場合は、背番号をはずして行う。
6. 大会ルールについて(別紙添付資料)
7. その他
  - 試合会場未定および大会延期時のグラウンド確保について
  - 抽選会当日試合会場が決定していない場合は、決定次第、後日ご連絡します。(記念大会の開会式開催時において)
  - 開会式参加については、A・Bリーグ参加全チームが参加する。

- 大会初日が雨天中止の場合は、開会式は中止します。
- 大会初日および2日目が雨天中止の場合はA・Bリーグの大会は中止します。

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当交流会の名称は衣浦中学軟式野球交流会という。

(構 成)

第2条 中学生を対象とした軟式野球チームであり、当交流会の目的に賛同するチームで構成する。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 交流会の活動を通じ、野球を愛する中学生たちの健全な心身を育成するとともに活躍できるフィールド提供し、相互の親睦をはかり、競技力の向上を目指していく。

(事 業)

第4条 本交流会は前条の目的達成のため交流会顧問の指導助言を得て次の事業を行う。

1. 各大会の企画運営
2. 競技力向上にむけた講習会、野球教室
3. その他本交流会の目的達成のために必要な事業

## 第3章 決 議

(決議尊重の義務)

第5条 交流会加盟各チームは、会則、その他各機関の決議を尊重し、その決定に従って行動する義務がある。

(制 裁)

第6条 交流会加盟チームが第4条の義務に違反し、交流会の名誉を汚し、または損害を加えた者に対して、全体会の議を経て脱退勧告、除名等の制裁を行うことができる。

## 第4章 組 織および全体会

(事務局)

第7条 当交流会に次の組織を設置する。《事務局》事務局は、交流会参加チームの各地区各代表者の中から、役員として会長、副会長、事務局長、審判部長、地区部長、会計をもうって構成し、また、事務局とは別に会計監査員を1名を選出する。

人員構成 会長1名・副会長若干名・事務局長1名・審判部長1名、地区部長若干名、会計は1名とする。(会計監査1名別途選出)

(全体会)

第8条 交流会の意志決定機関であり、会長が必要と認めるとき、全体会委員の2分の1以上の要請があったとき開催する。

(決議方法)

第9条 全体会委員(交流会加盟各チーム代表者)の3分の2の出席で成立し、過半数で決議する。同数の場合は、会長が決定する。ただし、事務局は全体会委員を兼ねることができない。

(全体会付議事項)

- 第10条
- (1)事務局メンバーの選出
  - (2)会則の改廃
  - (3)年間活動計画
  - (4)会計報告と予算の決定
  - (5)交流会の解散(役員会の合議でも可能に)
  - (6)交流会員の除名および書記局の解散
  - (8)その他本交流会の目的を達成するための重要な事項

(役員、全体会委員の任期)

第 11 条 事務局、全体会委員、会計監査の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

#### 第 5 章 事故の責任

(事故の責任)

第 12 条 各チームは、交流会の活動に際しては、会則および交流会の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の起こった場合は、本交流会に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 13 条 各交流会加盟チームは個々にスポーツ安全保険に加入しなければならない。交流会活動中の傷害については個々のスポーツ傷害保険で対応する。

#### 第 6 章 会計

(会計)

第 14 条 交流会に加盟するチームは事務手数料(含む) **7,000円**を支払う。愛知県クラブ選手権予選を兼ねた大会の参加費は、**12,000円**を支払う。

(登録費の返還)

第 15 条 納入された登録費は大会中止以外は返還しない。

(会計年度)

第 16 条 当交流会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(繰越金)

第 17 条 年度に繰り越された資金は翌年に繰り越さず、積立金として、記念行事、その他交流会が必要だと認めた場合に支出することができる。

#### 第 7 章 付 則

(加盟および不参加)

第 18 条 年初に事務手数料を納めないチームは自動的にその年度の事業に参加しないものとみなす。

第 19 条 参加するチームについては交流会会則を厳守し、交流会活動を積極的に参加する意志を持ち事務手数料を交流会に納めることとする。

(活 動)

第 20 条 当交流会の活動に関しては、各チーム選手が在籍している学校行事を最優先し、考慮したうえで活動を行うものとする。

(大 会)

第 21 条 交流会が主催する大会についての大会開催要項等については大会運営細則を別に定める。

(会則の改廃)

第 22 条 この会則は、全体会における各代表者総数の過半数の賛成がなければ改廃できない。

(会則の効力発生)

第 23 条 この会則は、平成 13 年 4 月から効力を発生する。

(会則の改廃)

平成 14 年 4 月一部改訂

平成 16 年 4 月 10 日一部改定

平成 19 年 4 月 29 日一部改定

**令和 2 年 3 月 22 日**